平成２６年（再イ）第３２３号
大阪市平野区加美東３丁目12番21―706号
再生債務者　田村　隆治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３９号
岡山市北区番町１丁目８番13号シャーメゾン番町202
再生債務者　梶本　吉明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２５号
熊本市東区京塚本町48番15号　サンセルコ京塚212
再生債務者　佐藤小百合
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再イ）第１６号
愛知県一宮市大和町馬引字焼野23番地１　ナビハイツ馬引408号
再生債務者　今井　俊治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第３４号
京都府長岡京市馬場見場走り26番地の３６―602長岡京スカイハイツ６―602
再生債務者　山本　　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第１１号
京都府城陽市寺田林ノ口11番地の275
再生債務者　上田　義人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第３００号
大阪市住吉区万代４丁目７番13号
再生債務者　平井　浩嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３５号
兵庫県姫路市下手野３丁目11番23号
再生債務者　相守　大乗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月23日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第９号
徳島県徳島市三軒屋町外23番地の22
再生債務者　井内　淑人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第９７号
埼玉県さいたま市西区大字指扇467番地１
再生債務者　加藤　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２０号
埼玉県川口市栄町３丁目１番11―410号　プライムアーバン川口
再生債務者　郡　　由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　近藤　雅樹
登録番号　25233
事 務 所　愛知県名古屋市中区丸の内１―４―29　愛協ビル３階
内河・雑賀・近藤法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年１月14日
平成 27 年１月 21 日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　西日本冷凍空調厚生年金基金
２．事務所の所在地　大阪市中央区本町橋２番16号ＡＸＩＳ本町橋ＹＫビル
３．設立事業所の名称及び所在地　アツミ工業株式会社　大阪府守口市、伊丹ダイキン空調株式会社　兵庫県伊丹市、伊吹金属工業株式会社　大阪府吹田市、大阪タカギ冷機株式会社　大阪府東大阪市、大阪ラセン管工業株式会社　大阪府大阪市西淀川区、大阪ラセン管工業株式会社袋井工場　静岡県袋井市、株式会社大阪冷温機器製作所　大阪府堺市中区、大阪冷化機工業株式会社　大阪府寝屋川市、オリエント工業株式会社　京都府京都市伏見区、有限会社オリエント設備工業所　兵庫県姫路市、株式会社河野鉄工所　兵庫県神戸市北区、株式会社関西電設　大阪府箕面市、岸産業株式会社　大阪府大阪市浪速区、岸田空調株式会社　大阪府大阪市住吉区、株式会社キシノ科学機械　大阪府豊中市、株式会社木野冷機工業所　大阪府大阪市東成区、木村工機株式会社　大阪府大阪市中央区、紀陽ダイキン空調株式会社　和歌山県和歌山市、協立冷機株式会社　大阪府大阪市鶴見区、株式会社京都設備　京都府京都市南区、株式会社近畿工業　兵庫県神戸市兵庫区、一般社団法人近畿冷凍空調工業会　大阪府大阪市中央区、株式会社國森　兵庫県神戸市兵庫区、株式会社大気社　東京都新宿区、株式会社ケンジントン京都府京都市南区、有限会社三宝鉄工所　大阪府大阪市西淀川区、株式会社三冷社西日本支社　大阪府大阪市西区、株式会社山陽　大阪府大阪市浪速区、城陽ダイキン空調株式会社　大阪府大阪市東成区、新晃工業株式会社　大阪府大阪市北区、新晃工業株式会社東京支社　東京都中央区、株式会社精研　大阪府大阪市中央区、銭屋電機株式会社　兵庫県西脇市、タケダ工業株式会社　大阪府大阪市西淀川区、タツミ低温化工株式会社　大阪府東大阪市、第一工業株式会社　兵庫県姫路市、大研熱工業株式会社　和歌山県和歌山市、株式会社大正セイミ　大阪府大阪市北区、タイセイ株式会社　大阪府大阪市東成区、株式会社タカネツ　大阪府大阪市天王寺区、高橋工業株式会社　大阪府大阪市西淀川